

年金受給権と年金の課税関係

金融・法・税務研究センターの開設の挨拶に代えて

三 木 義 一
大 垣 尚 司

はじめに

法学部は2006年4月から「金融・法・税務研究センター」を発足させ、2007年4月からは東京に拠点を設け、本格的な活動を予定している。本号は、センター開設を記念する特集号である。研究センターの狙いや意義については、すでにセンターのHP¹⁾で示しておいたので、ここでは開設の挨拶に代えて、金融と税務に係わる注目事例を税務と金融の側面から検討してみたい。こうした検討を行うことが、研究センター発足の挨拶にふさわしいとも言えよう。なお、以下の四「税法の観点から」までを三木が、五「金融の観点から」を大垣がそれぞれ執筆している。

一 具体的事例

まず、事実関係を紹介しておこう。

- (1) 原告Xの夫である乙は、平成8年8月1日、A生命との間で、乙を契約者及び被保険者、原告を受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約（以下「本件保険契」という。）を締結し、その保険料を負担してきた。この保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる一時金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約

- (年金払生活保障特約条項)が付されていた。この特約によれば、保険事故が発生した場合、年金額230万円を主契約の受取人である原告に対して10年間支払うものとされ、特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分の現価の一時支払を請求することができるものとされていた。
- (2) 乙は、平成14年10月死亡し、原告は、乙の死亡により、本件保険契約に基づき、死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金(以下「年金」という。)として、平成14年10月から平成23年まで、毎年10月に230万円ずつ受け取る権利(以下「本件年金受給権」という。)を取得し、平成14年11月8日、死亡保険金4000万円、年金230万円(以下「本件年金」という。)及び配当金等の合計額から、契約貸付金や源泉徴収税等を差し引いた約4200万円を受け取った。
- (3) 課税庁は、Xが支払を受けた保険金のうち、本件年金230万円は雑所得に該当するとして、必要経費を控除した220万8000円を雑所得と認定し、更正処分を行ったところ、Xはこの230万円の受給権は既に相続税として課税されており、所得税の非課税所得(所得税法9条1項15号)に該当することなどを理由にその処分の取り消しを求めて争ったのである。

二 課税庁の主張

この問題について、課税庁は二重課税ではないことの根拠として主として次のような主張をしていた。

相続税法のみなし相続財産に該当する「保険金」とは、死亡保険金等の「受給権」であり、現実に受領する金銭を意味するものではない。年金は、現実に支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しない。

基本債権たる本件年金受給権と、一定期日（年金の支払事由が生じた日）の到来によって生み出された支分権、すなわち基本債権とは異なる権利に基づいて取得した現金とは異なるものであり、後者は雑所得として所得税が課税される。

相続税法24条1項1号に基づく本件年金受給権の価額（1380万円）と、本件の特約年金の現価の一時支払の請求が行われた場合の「現価」は、2059万8800円（230万円×8.956）となるので、本件年金受給権と本件年金とは経済的価値が同一のものとはいえない。

三 長崎地裁判決

長崎地裁平成18年11月7日判決（タイムズ Z888-1185）は、課税庁の主張を一蹴して、本件年金に対する所得課税は二重課税に該当するとした。まず、所得税法9条の趣旨を次のようにした。

「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。」

ここでは、所得の経済的・実質的同一性を重視するという観点から二重課税の検討がなされている。その上で、年金受給権のも相続税法3条1項1号に規定する「保険金」に該当することを指摘した上で年金と受給権の関係を次のように判示している。

「本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する支分権に基づいて原告が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分に

よる資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。……相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。」

さらに被告の主張についても、簡潔に反論を試みている。

まず、上記 に関連しては、次のように指摘している。

「相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号の趣旨によって許されないものと解するのが相当である。したがって、本件年金が現金であること、それが本件年金受給権とは法的に異なる支分権に基づくものであること、被相続人の死亡後に発生するものであることは、いずれも所得税法の前記条項にもかかわらず本件年金について所得税を課税すべきことの根拠となるものではない。」

次に に関連しては、次のように判示している。

「確かに、本件年金は、支分権という、本件年金受給権（基本権）と法的には異なる権利に基づいて取得した現金であるとはいえる。しかし、基本権と支分権は、基本権の発生原因たる法律関係と運命を共にする基本権と一たび具体的に発生した支分権との独立性を観念する

概念であり、債権の消滅時効の点（民法168条，169条）などにおいて実際上の差異が生じるものであるが、この観念を，所得税法9条1項15号の解釈において，二重課税か否かを区別する指標であり二重課税であることを否定すべき事情と考えるべき根拠には乏しく（なお，相続税法3条1項1号の「保険金」を直ちに「保険金受給権」と解すべき根拠になるとも考えにくい），上記のとおり，今後受け取るべき年金の経済的利益を原価（ママ）に引き直して課税しているのが年金受給権への相続税課税である以上，このような経済的実質によって，二重課税か否かを区別することが所得税法9条1項15号の趣旨に沿う。したがって，基本権と支分権の関係にあることないし法的には異なる権利と評価できるものであることは，それだけで二重課税であることを否定する根拠とはならない。」

についても，次のように被告の主張を一蹴している。

「一時支払を選択した場合に，本件保険契約上される一時支払金の計算結果（2059万8800円）と，相続税法によって計算した本件年金受給権の価額（1380万円）は異なる。しかし，これは現価計算の方法が異なることによるものであり，相続税法24条1項1号による時価計算において，年金受取時に実現する所得について所得税が課税されることを前提とした減価・調整等をしているわけではないと考えられるから，このような違いがあるからといって，本件年金受給権に対する相続税の課税と本件年金に対する課税が，経済的実質が同一の資産に対する二重課税であることを否定する根拠となるものではない。」

こうして，結論として，「本件年金を雑所得と認定して原告の所得に加算した本件処分は違法であり，取消を免れない」としたのである。

四 判決の検討 税法の観点から

(1) 年金課税の種類

相続によって財産を取得することも「所得」に他ならないので、所得税と相続税の調整問題が生じるが、現行制度は所得税を非課税とすることで二重課税を避けるよう配慮している(所税9条1項15号)。

ところで、遺族が受け取る年金に対する課税制度はその法的性質等に応じて異なってきた。

まず、公的年金制度の被保険者や加入者の遺族が受け取る遺族年金については、相続税も所得税もかからない。

私的年金で遺族が取得する年金受給権及び年金については、

- (a) 在職中に死亡し、死亡退職となったため、適格退職年金契約により遺族に年金が支払われることになった場合等は、死亡した人の退職手当金等として相続税の対象となるが、遺族が年金受給権に基づいて毎年受ける年金には所得税が課されない。
- (b) これに対して、夫が保険料負担者で被保険者である死亡保険で、受取人である妻が年金払いを選択した場合等は²⁾、妻は夫から年金受給権を相続により取得したものとみなされて相続税の対象とされ、さらに妻が毎年受け取る年金に対しては所得税が課されることになる。

本件で争われたのは、この (b)に該当する年金の所得課税の適法性である。この年金は毎年受給すると所得税が課されるが、一時払いを選択すると相続税で完結してしまうことから、年金に対する所得課税により強い疑問が投げかけられてきた。

(2) 課税の合理性

実務がこのような年金を所得税の課税対象としてきた論拠は、前期の

～ であるが、いずれも説得力は乏しい。

まず基本債権と支分債権の差異による説明があるが、基本債権というのは、結局のところ、支分債権を束ねたものにすぎないのであるから、基本債権時点で課税するか、支分債権実現時点で課税するかを選択問題に過ぎないはずである³⁾。とりわけ、本件のような場合は、10年間230万円ずつ支払われることが確定している債権であり、本来現金で一括して支払うべき保険金を年金で代物弁済しているにすぎないともいえるのである。しかも、一括して相続時に受給していれば所得税は課税されない現行法からすれば、その不合理性はなお一層明らかである。

他方で、年金受給権の相続税評価が、後年生じる年金受領額の現価に開きがあり、その格差分を是正するために所得課税を行うのだとしたら、その限りで2重課税ではないことになろう。しかし、判決も指摘するように、年金に対する雑所得課税の計算構造はそのような説明とは異なり、230万円という収入金額から、この収入に対応する保険料9万2000円を控除しているに過ぎない。また、何よりも、差額を所得税で負担する合理性はなく、むしろ相続税の評価方法を改めるべき問題である。

(3) 相続・所得両面課税のシステム

そうすると、このような年金課税がなぜ立法過程で問題にされなかったのであろうか。いくつかのことが推定できる。

まず、単純に相続時の利得は相続税、その後の利得は所得税という単純な発想から年金受領時の課税が肯定された可能性がある。しかし、この論拠では本件の年金についての二重課税を合理化することはできないことは上記の通りである。

次に、我が国では相続時には、被相続人に所得課税、相続人は相続課税という両面課税の制度がシャープ勧告によって昭和25年から導入されている（所得税法59条参照⁴⁾。現行法では、この制度が取得価額の引継ぎによって相続の場合には表面に出ないが、相続後の譲渡によって相続人には

相続税に加えて被相続人時代の含み益も精算課税されるので、二重課税と誤解されることも多い。しかし、これは経済的には被相続人の所得の繰延課税であるし、法的には相続人の譲渡時に実現した譲渡益の課税に過ぎない。また、法人への遺贈の場合には、現行法でも被相続人にみなし譲渡、法人に受贈益法人税が課されるが、これは二重課税とはいわれない。

この制度が本件年金課税制度に影響を与えているのかを検討すると、59条の対象になっていたのは譲渡所得の基因となる資産であるので、本件年金受給権がまず被相続人に帰属し、相続により譲渡されたら擬制できなければならない。しかし、本件年金は受取人が相続人に指定されているので、相続人の固有財産になり、相続による譲渡を擬製することができないので、被相続人の所得課税の繰延として合理化することはできないことになる。

他方で、本件判決の射程距離がどこまで及ぶのかにも慎重な判断が必要であろう。相続時に課税されていれば、所得税の対象にならないという、相続時の権利等の評価は将来収益の現価に過ぎないので、相続後実現したものはすべて所得税の課税対象とはならないという論理も生じうるからである。本件判決の射程距離は、相続後の受給額が本件のように確定しているものに限定されるべきで、不確定な将来収益を前提として相続時に評価されているものは対象にならないと解すべきであろう。例えば、特許権の相続の場合⁵⁾、相続時には「将来受ける補償金の額の基準年利率による複利現価の額の合計額」(財産評価通達140)で課税され、その後特許料等が相続人に支払われれば所得税ということになるが、これも二重課税となり、違法となってしまう、とは直ちにはならないと思われる。特許権のような評価は、本件とは異なり、将来報酬も不確定な推定値に過ぎないので、相続時の課税と所得の実現時の課税とは別個と解すべきで本件判決の射程距離には入らないと解しておきたい⁶⁾。

五 判決の検討 金融の観点から

以下、共同筆者である大垣は、金融と私法上の視点から本事案を分析する。

(1) 考察の前提 課税制度

検討にあたっては、筆者の専門外である税法そのものの解釈論には踏み込まず、以下のような理念的税制度の存在を前提に、上記問題を検討する。

前提1 相続税は相続した財産の相続時点における適正時価に対して課せられる。

前提2 金融資産の適正時価は当該資産から生ずる将来キャッシュフローの割引現在価値である。

前提3 金融資産に関する所得税は払い込んだ元本に対する法定果実に対して課せられる。

前提4 相続人は被相続人が死亡した時点における固有の課税ポジションを相続する。

(2) 考察の前提 定期金払い特約

終身生命保険に係る保険金の定期金払い特約は保険会社各社によって内容がまちまちである。筆者自身が大手・中堅・外資を含む数社の保険会社にヒアリングした結果に基づいて、本稿では、次のような類型に分けて検討する⁷⁾。なお、本件事案のような場合について、現在の税務は、両方の類型を区別していない。

第1類型 終身生命保険契約の当初において、その時点の予定利率に基づいて定期金の額を確定し、その支払いを保証するもの。この場合、特約に対する保険料が明確に認識されている。本件事案の保険会社の商品（年金払生活保障特約）はこちらの類型に属する。

第2類型 年金払特約として契約時に選択をするが、契約時点では、定

期金で支払うことだけが約定され(定期金の予想額が表示されるのみ)、被保険者が死亡して保険金が支払われることになった時点の予定利率に基づいて、定期金の額が決定されるもの。この場合、契約時には、定期金ではなく一時払いとした場合の保険金の額(定期金の現価)が確定している。保険料はこの保険金の価額に対するものと認識されているので、定期金払い特約そのものに対する保険料はゼロである。中堅・外資系保険会社ではこの類型を採用しているところが多いようである。

(3) 検討すべき論点

上記前提の下、以下の点について考察する。

- 1) 生命保険の保険金を年金払いで受け取る特約に基づいて受取人が取得する権利の法的性質とその類型別の内容。
 - 2) 相続税法第24条は前提2に基づいて定められたものといってよいか。
 - 3) 前提2に基づいて考えた場合の、定期払い保険金の相続税評価額
 - 4) 前提3に基づいて考えた場合の、定期金に係る受取人固有の所得の内容
 - 5) 前提4に基づいて考えた場合の、定期金に係る契約者・被相続人の死亡時点における固有課税ポジションの内容
 - 6) 上記分析をもとにした事案の分析
- (4) 生命保険における受取人の権利

保険法においては、第三者が保険金受取人に指定された場合には、その受取人は保険契約者の権利を承継取得するのではなく、当初から自己固有の権利として保険金請求権を取得する。商法第675条1項が「保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス」と規定するのはこの趣旨だと理解されている。したがって、たまたま保険契約者や被保険者の相続人が受取人に指定された場合でも、保険金受取人は保険契約者・被保険者の権利を相続により取得するのではなく原始取得すると解されており、この点に異論はない⁹⁾。

以上からすると、生命保険の保険金に対する課税は、本来、相続税ではなく、贈与税の性格を有するが、贈与税が相続税の補完税であることから、受取人が契約者の相続人である場合には、相続税を課するのだと考えられる。

上記の理は、保険金請求権が定期金である場合も異ならない。この場合の請求権の客体は基本権たる定期金受給権と考えられる。ただし、その内容は、第1類型と第2類型では微妙に異なる。

まず、第1類型については、保険契約時点で定期金の金額が確定している。このため、契約時点で想定された、各死亡時期における定期金の現価と、実際に定期金受給権を取得した時点におけるその時点の市場金利をもとにして計算される受給権の現在価値とは必ずしも一致しない。

これに対し、第2類型については、保険契約時点では現価（一時金払いの場合の保険金額に等しい）のみが確定しており、この現価と、その時点の予定利率をもとに、死亡時点において具体的な定期金の金額が決定する。この結果、第1類型の場合のような現価の不一致は生じない。

(5) 相続税法第24条の位置づけ

前提2によれば、生命保険金を定期金でもらう場合には、これをその時点の現在価値で評価することになる。

毎年 C だけ N 年もらえる定期金の開始時の評価額 V は、

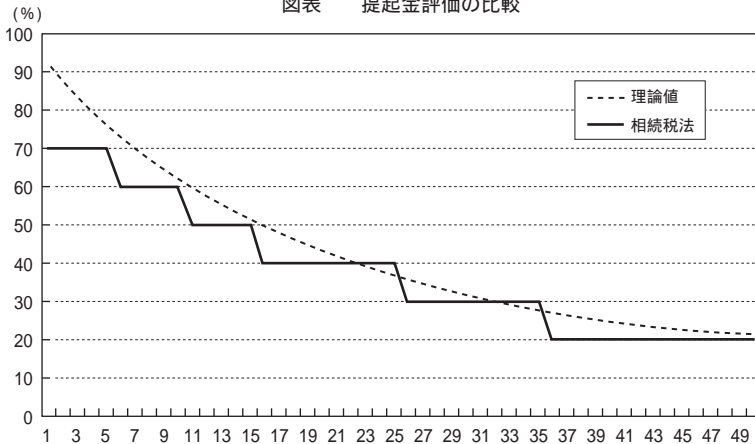
$$V = \sum_{i=1}^N \frac{C}{(1+r)^i}$$

であらわされる。

r を具体的に何パーセント程度とするかについては絶対的な基準がないので、評価者や制度によって異なる値となりうるし、便法が用いられることもあるが、基本的にこの枠組みに従って評価がなされている限り、具体的な V の金額に差があっても同じものだと考えるべきである。

保険会社は原理的にはこの考え方で数理計算を行っている。ただし、第1類型の商品の場合、 r は、契約当初の予定利率を使うことになる。これ

図表 提起金評価の比較

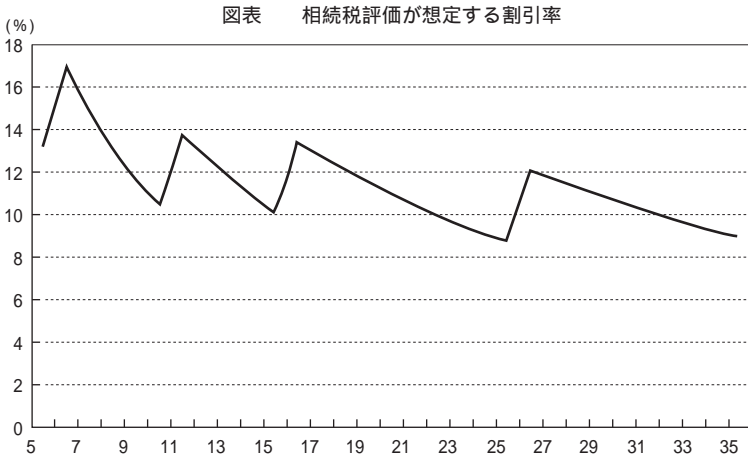


に対し、第2類型の商品の場合は、むしろ、その時点の一時金相当額が契約時に決まっているはずであり、その金額が定期金の現価ということになる。そして、その時点における予定利率に従って定期金の額が計算されることになる。

では、相続税法第24条も前提2の考え方を採用しているといつてよいであろうか。

まず、図表は理論的な現在価値と同条による評価額とを比較したものである。これからすると、同条の評価方式は、現在価値の考え方が採用されているといつてよいように思われる。

同様に、図表は、相続税法の規定で計算される評価額を前提にすると、何パーセントの割引率が想定されているかを求めたものである。これによると、5年以上の残存期間については、ほぼ9%～15%の区間に収まる。このことから、割引現在価値の考え方が採用されていることが裏付けられるであろう⁹⁾。



(6) 定期金の相続税評価額

第1類型については、定期金の金額が確定しているのので、これを評価時点（受取・相続時）の金利で割り引いて評価額を計算すべきであるが、相続税法は課税上の便宜等の理由から一律の便法で計算することとしているため、その結果は理論値とは一致しない。なお、この時点において、受取人は定期金の一時払を請求することもできるが、この場合に保険会社が算出する「現価」の額は、契約時点の予定利率に基づくものなので、時価評価とは無関係な金額になる。このため、前提2による限り、これを相続税評価額として用いることは正しくない。

これに対し、第2類型については、契約上確定した現価に基づいて評価時点で定期金の金額が決定されるので、本来ならこの現価を相続税評価額とすればよいはずだが、実務上はその時点で決定された定期金の額に基づいて、相続税法第24条に従い、あらためて評価を行っている。同条の想定する割引率は上述のように最近の市場実勢より相当高めなので、評価額はかなり小さくなる。しかし、こうしたことを行わねばならない理論的な根拠は希薄なので、上述のように現価を一時払保険金とみなして通常の生命

保険と同じ取り扱いをすべきである。

(7) 定期金に係る受取人固有の所得

まず、当事者関係がより明確である、Aが契約者、Bが被保険者、Cが受取人という契約について考えてみよう。Bが死亡すると、Cは契約時点で確定した定期金を受け取ることになる。この場合、Cが定期金を受け取る都度、Aに当該金額を贈与をしたものとして払い込んだ保険料のうち、取得価額として当該定期金に配賦される額との差額が所得となるが、Cに取得せしめた定期金のB死亡時点における現在価値とAが払い込んだ保険料との差額を一括してAの所得として認識すべきだということなる。一方、Cについては、定期金の額全額について、これを受け取る都度、Aからの贈与を受けたものとして贈与税を支払うか、B死亡時点で定期金の現在価値について贈与税を支払った上で、この現在価値を取得価額として、定期金を受け取る都度、配賦された取得価額との差額を課税所得として認識することになるはずである。

では、これをA=B、CはAの相続人とした場合はどうか。CはAの死亡時点で定期金の現在価値について前節の考え方に従い相続税を支払った上で、この評価額を取得価額として、定期金を受け取る都度、配賦された取得価額との差額を所得として認識するということになるはずである(Aの所得は次節で分析する)。

これを第1類型についてはあてはめてみると、相続税法は便法とはいえ、定期金の現在価値を求めているものと評価できるので、この評価額を受取人に関する定期金受給権の取得価額とし、その後実際に受け取った定期金との差額を所得として認識するべきである。

次に、第2類型については、(あ)第1類型と同様に考える立場のほか、(い)契約上は現価が確定しているのだから、これを相続財産としてどう評価したかとは別に、当該現価を元本の額、つまり取得価額とし、これとその後実際に受け取った定期金との差額を所得として認識すべきとの立場

もなりたつ。もともと第2類型については、相続税法の評価方法を用いるべきではないのに、あえて第1類型と同様の評価方法をとっているとすれば、それは単なる便法と考えるべきだから、前提3による限り、(い)の立場が正しいと考えられる。

(8) 定期金に係る契約者・被相続人の課税ポジション

では、前節A B Cの事例で、 $A = B$ 、CはAの相続人とした場合のAの所得はどのように考えるべきか。

まず、第1類型の場合には、Aの死亡時点で、あらかじめ確定している定期金の額にもとづいて、前提2にもとづいて定期金受給権の現在価値を算出し、これとAの払込保険料との差額を所得とすべきである。そして、仮にこの課税ポジションをCが引き継ぐのだとすれば、結局、定期金を受領する都度、Aの払込保険料のうち、当該受領金額に配賦される額との差額を所得として認識すべきことになる。この立場は結果的には、本件事案の課税当局の立場に一致する。

つぎに、第2類型の場合だが、これは、通常生命保険と同様、Aの死亡時点で一払いの保険金があったん、Cに支払われ、これをCがあらためて保険会社に払い込んで定期年金を購入しているのと実体は同じである。したがって、払込保険料とあらかじめ確定している定期金の現価にあたる金額との差額がAの所得となる。仮にこの課税ポジションをCが引き継ぐのであれば、この時点で所得税を精算すべきである。ただし、前提4とは異なり、現在の所得税法はこの所得については、所得税を課さないことにしている（所得税法9条1項15号¹⁰⁾。

このように、第1類型と第2類型では、課税取扱が微妙に異なる。

(9) 契約者・被相続人の課税ポジションについての疑問

しかし、私（大垣）は、契約者・被相続人の課税ポジションが本当に上記のようなものなのかについて強い疑問を有する。

確かに、契約者兼被保険者には、自身の死亡により、受取人に受給させることになった受給権と払込保険料との差額について所得が存する。しかし、生命保険に関する限り、もう一步分析を進める必要がある。

たとえば、1万円の保険料を払い込んで自分を被保険者とする保険価額100万円の、1年の定期保険契約を締結した場合について考えてみよう。

契約者兼被保険者には、死ねば100万円の保険金が入ってくるから、死ぬ直前に決算をするとすれば、差し引き99万円が課税所得となるように思われる。しかし、もしこれが損害保険なら、受け取る保険金に見合う損失が必ず生じているからそれと打ち消しあって課税ポジションは通常ゼロかマイナスになるはずである(損失填補の考え方からプラスにはならない)。では生命保険の場合に同様の損害は生じていないだろうか。

生命保険は命に値段がつけられないので、契約者が自由に保険金を定める仕組みになっている。しかし、それは、経済的にみれば少なくともそれだけの損失が生じると契約者が考えるからであり、命を客観的に評価することができない以上、契約者が決定した保険金の額がその者にとっての被保険者の命の値段なのだという前提で制度が作られているはずである。命の価格は少なくとも自分自身にとっては無限大なので、常に保険金を打ち消すだけの損失が存在するが、それを超える部分は評価不能なので損金算入は認めないのだといってもよいだろう¹¹⁾¹²⁾。こうした考え方に立てば、上例の場合、契約者である被保険者が死んだら、その者には、その時点で少なくとも99万円の損失が発生することになるので、保険料が適正に決定されている限り、保険金について当該被保険者については課税所得は生じないことになる。

このように考えると、第1類型、第2類型にかかわらず、少なくとも被相続人である契約者が被保険者である生命保険について、受取人として保険金を受け取った相続人は、それが一時金であると定期金であるとかかわらず、自己固有の課税のみを考えればよく、契約者が認識すべき所得は自らの死という損失により消尽されるので、それ以上に固有の課税ボジ

年金受給権と年金の課税関係（三木・大垣）

	相続税評価額	定期金に係る所得計算上の 取得価額
第1類型	相続税第24条に基づいて評価	同 左
第2類型	契約時に確定していた定期金現 価額（便法として相続税第24条 の方法を用いることは課税当局 の自由）	契約時に確定していた定期金現 価額（相続税第24条に基づく評 価額とするは不可）

ション（あるいは、受け取る保険金の取得価額）を引き継ぐことはないとい
うべきである¹³⁾。

(10) ま と め

以上から、終身生命保険に係る保険金定期金払い特約に関する、受取人の相続税・所得税については、契約者の払込保険料とは無関係に、下表のように、類型別に本節6,7の考え方に従って異なる取り扱いをすべきである。

本件事案は第1類型の事案と考えられるから、所得課税については、相続税評価額を取得価額とするか、あらためて、相続時の市場金利に基づいて定期金の割引現在価値を算出し、これを取得価額とし、これと受領した定期金の額との差額を課税所得と認識すべきであったと考えられる。

- 1) <http://www.ritsumei.ac.jp/acd/re/k-rsc/ft/index.html>
- 2) 他にも、夫が保険料負担者で被保険者であり、年金受取人でもある個人年金保険で、夫が年金支払保証期間内に死亡したために、妻が残りの期間について年金を受け取るようになった場合等も相続税と所得税の問題が生じる。
- 3) 基本債権、支分債権の区別は、もっぱら消滅時効との関係で議論されてきた問題である。例えば、青谷和夫「年金の基本権と支分権およびその消滅時効」商法雑誌54巻2号29頁以下、等参照。
- 4) この問題については、さしあたり大塚正民「みなし譲渡制度に関するシャープ勧告とアメリカ税制との関連」税法学306号19頁以下及び307号1頁以下、等参照。
- 5) この問題については、さしあたり、高野幸大「相続税における特許権の評価」税務事例研究83号57頁以下、等参照。
- 6) 本件の判決についての、評釈として、前野悦夫「死亡保険金と同時に支払われた第1回

目の特約遺族年金は、相続により取得するものに該当しないことから非課税所得ではないとした事例」税務弘報2006年11月号145頁以下、等参照。

- 7) なお、これとは別に定期生命保険について、被保険者の死亡時から定期生命保険の保障期間満了時ないし契約者の定める一定時期まで定期金を支払う類型がある。家族収入保険・特約などと呼ばれるものである。これは逓減定期保険の一種と位置づけることができる。
- 8) 最判昭和40年2月2日民集19巻1号1頁、西島梅治『保険法(第三版)』327頁、山下友信『保険法』509頁)
- 9) なお、相続税法第24条が想定する割引率は、同条そのものの数値が昭和25年の制定当初から改訂されていないことから、現在の金利水準よりはかなり高めの水準となっている。このため、生命保険金を一時金ではなく定期金でもらうと、評価額がかなり少なめになり、一種の節税になる。単なる想像だが、課税当局が年金を全額雑所得課税しようとする背景にはこのこととのバランスを図る趣旨もあったかもしれない。しかし、これは、現在価値の水準そのものを見直して同条を改正するか、より精緻に、評価に用いる現在価値を厳密な数理計算に基づく保険会社のそれを採用する等の対応をすべき問題である。
- 10) 厳密に言えば、同条は相続で取得した財産も所得だが、相続税で評価するので所得税はかけないという趣旨と、本文の契約者の課税ポジションを相続するはずだが、これにも所得税を課さないという2つの意義を有していることになる。
- 11) この分析は、契約者が被保険者本人でない場合にはよりつつこんだ検討が必要になる。たとえば契約者が被保険者と生計を一にする場合にはかなり妥当すると考えられる一方、赤の他人や勤務している法人である場合には、損害の客観的な立証が難しくなる。そもそも、第三者の場合に、身内の死亡や、役職員の死亡を特別損失として認める制度があるかどうかという別の配慮も必要になる。
- 12) なお、1年の定期保険の場合は1万円は、被保険者の年齢なりの死亡率に基づいて計算される理論的な保険料(自然保険料)に保険会社の諸経費等(付加保険料)を加えたものになっているはずである。ところが、1年以上の期間の定期保険の場合には、死亡率の推移にかかわらず一定の保険料(平準保険料)を徴収し、自然保険料との差額を責任準備金(正確には責任準備金の中の積立保険料部分)として積み立てておいて、死亡率が高くなり自然保険料が平準保険料を上回る状況になってからは、これを取り崩して純保険料に充てることになっている。このため、契約期間の初期においては1万円の内、一部は将来の保険料支払いのための預け金として資産計上されている。そうした期間中に被保険者が死亡すると、それまで積み立ててきた累積積立金は保険金の支払いに使われて帰ってこない。この結果、契約者兼被保険者の課税ポジションはいよいよマイナスになる。
- 13) この立場によれば、所得税法9条1項15号の規定は、(注4)のように二重の意義を有するのではなく、受取人所得税との二重課税を排するという意味のみを持つと解することになる。